

五監公告第12号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和2年9月7日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 渉

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

総務課

3. 監査の期間

令和2年7月30日～令和2年8月31日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
市役所印について、公印台帳への登録、備品台帳への登載がなされていない。五泉市公印規程及び五泉市財産事務規則に基づく適正な事務処理をされたい。	指摘事項について、直ちに登録、登載すると共に、五泉市公印規程及び五泉市財産事務規則を遵守し、適正な事務処理に努めるよう課員に周知いたしました。